

男女共同参画推進に向けた 組門徒会員選定に関する特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、女性門徒の積極的な宗政参加による宗門活動の活性化をはかり、もって宗門における男女共同参画を推進するため、普通寺院(以下「寺院」という。)及び教会における女性の組門徒会員の選定促進に係る必要な特別措置について定める。

(女性組門徒会員の選定)

第2条 寺院又は教会は、組制(1991年条例公示第9号。以下同じ。)第18条による組門徒会員の選定において、1人以上の女性を選定するものとする。この場合、組制第21条及び当該組門徒会規約の規定に関わらず、組門徒会員の定数を組内の寺院及び教会の3倍以内とすることができる。

2 組制第20条の規定により別に組門徒会の組織を定めている組においては、組門徒会員の選定において第1条の趣旨に基づき、当該教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を得て特別措置を定め、宗務総長の承認を得るものとする。

(教区における周知)

第3条 教務所長は、女性組門徒会員の選定が促進されるよう、教区教化委員会又は教区の男女共同参画推進機関と連携して、組長及び組門徒会長並びに寺院及び教会に対して、本条例の趣旨の周知徹底及び環境整備に努めるものとする。

(組における周知)

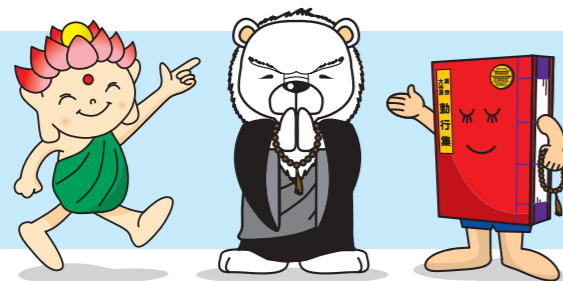
第4条 組長は、組門徒会長とともに、組内の寺院及び教会に対して本条例の趣旨が伝わるよう、組同朋総会をはじめとした組内のあらゆる機関を通じて周知徹底に努めるものとする。

(条例の効力)

第5条 この条例は、2024年3月9日に失効する。

附 則

- 1 この条例は、2015年3月10日から施行する。
- 2 第2条に規定する組門徒会員の選定手続きは、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。



みんなで
いっしょに取り組んで
いきましょう!

組門徒会員選定に関するしおり

男女共同参画に向けて —支えあい 伝えあって ともに歩もう—

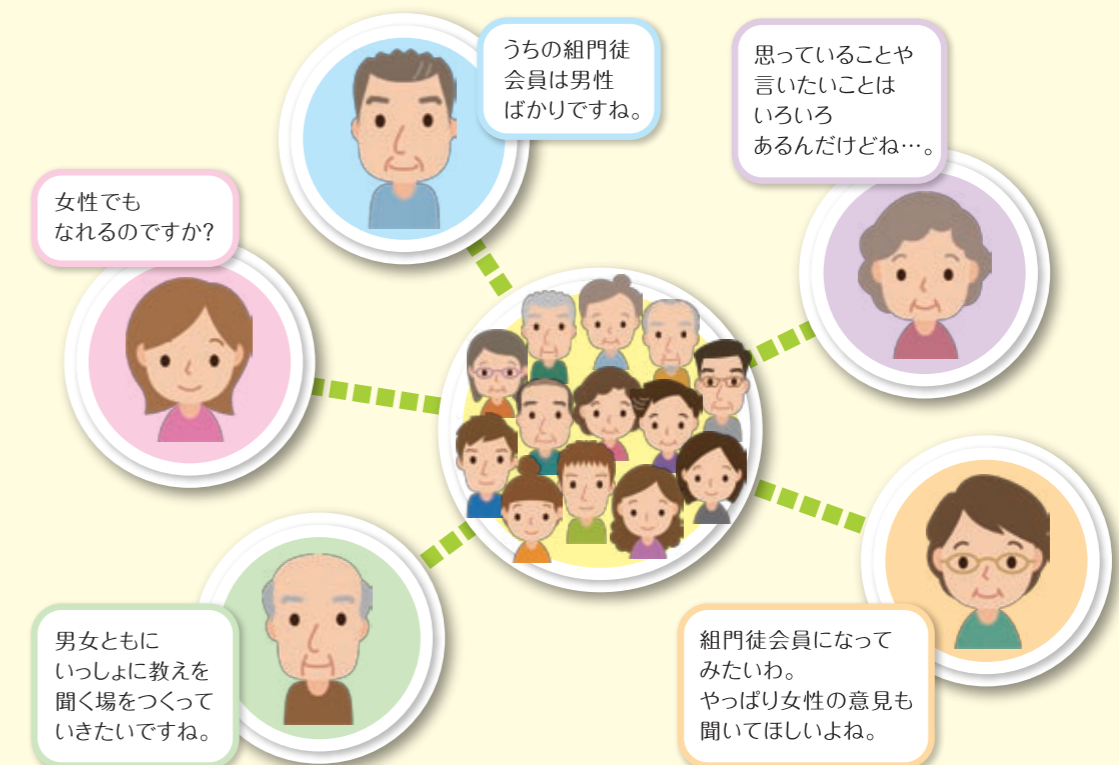
親鸞聖人が顕らかにされた浄土真宗は、老若男女を問わず全ての人類が平等に救われる教えです。

そして、聖人を宗祖と仰ぐ私たちの宗門(真宗大谷派・東本願寺)は、教えに出遇われた無数の人々の歓喜と謝念によって伝承護持されてきました。

しかし一方で、宗門の運営については、未だ男性が多数を占めており、女性が宗門の活動に、なかなか参画し難い状況があります。例えば、宗会、教区会、教区門徒会といった宗門運営を決定する議決機関は、そのほとんどが男性で構成されており、女性の声が反映され難い現状です。お寺の役員構成も男性が圧倒的に多数を占めるところが多いのではないのでしょうか。

かねてより、男女が共に宗門の活動に参画する「男女共同参画推進」が、宗門の重要課題とされてきました。その課題への取り組みの一環として、このたび男女両性で組門徒会を組織するための規定が定められました。

女性の宗門活動への積極的な参画を実現するこの取り組みに対し、ぜひとも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



男女共同参画推進に向けた 組門徒会員選定に関する特別措置条例について

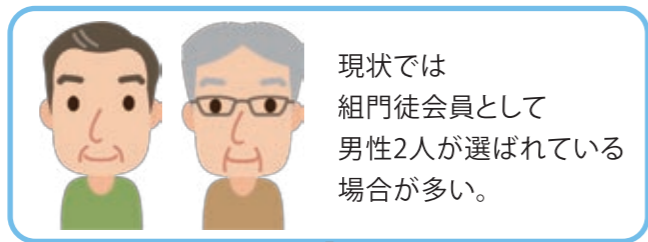
2014年の宗会(常会)において、「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」が可決され、寺院・教会が組門徒会員を選定する際に、1人以上の女性を選定することが規定されました。

各寺院・教会から女性組門徒会員を選定することで、組の事業に女性の意見がこれまで以上に広く反映されるようになり、このことによって宗門全体に男女共同参画の取り組みが波及し、今後の宗門活動がさらに活性化していくことが願われています。

この特別措置条例は、2024年3月9日に失効しますが、条例の失効時期には、各寺院・教会において自ずから女性組門徒会員が選出されるような環境が整うことを目標に取り組みを進めてまいります。

特別措置条例に基づく組門徒会員の選定方法

女性組門徒会員の就任が定着するまでの間の移行措置として、従来の選定方法で2人の組門徒会員を選定いただき、新たに女性組門徒会員1人を加えて選定することができるようになっています。



組門徒会員を選定する際に、1人以上の女性を選定することが規定されました



または



※「男女両性で形づくる教団」を実現する取り組みであることを念頭に、性別が偏ることのないように選定してください。なお、女性組門徒会員の選定は、例えばお寺にある女性聞法会や女性推進員などから選定することが考えられます。

組門徒会員について

組門徒会員とは

真宗大谷派は、全国を30の「教区」に分け、さらに教区を419の「組」に分けて、そこに寺院・教会が所属しています。

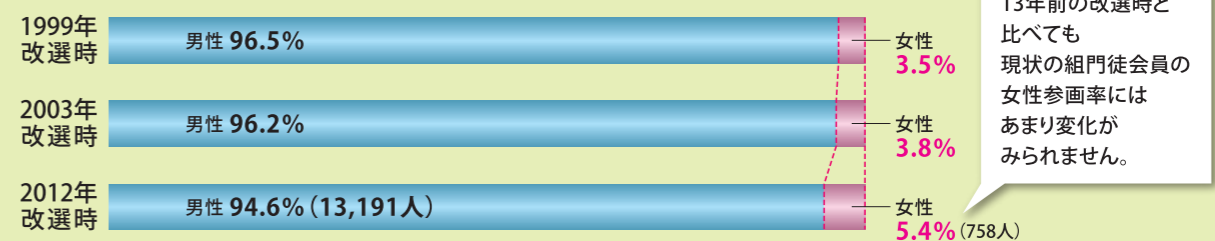
そして、宗門全体の運営は、各教区から選挙によって選ばれた議員で構成される「宗会」という議決機関で決定されます。宗会は、僧侶の議員で構成される「宗議会」と門徒の議員で構成される「参議会」の二院制で成り立っています。

また、教区の運営は「教区会」(※住職・教会主管者の中から選出された議員と組長で構成)と「教区門徒会」(※組門徒会から互選された門徒で構成)で決定され、組の運営は、「組会」と「組門徒会」で決定されます。

この組門徒会員は、組内の寺院・教会の成年門徒の中から選ばれた地域の門徒の代表者であり、住職・教会主管者が門徒総会や総代との協議によって選定します。

組門徒会は、住職・教会主管者で構成される組会とともに、組(地域)の教化活動の推進を担い、また、教区門徒会と参議会の選出母体でもあります。

組門徒会員の女性参画率 任期3年。



Q なぜ女性の組門徒会員を選出するのですか?

A 組門徒会の活性化につなげたいという願いからです。

組会を構成する住職・教会主管者及び代務者の多くが男性であることと同様に、組門徒会もこれまで男性を中心に構成されてきました。

共同教化の根幹を担う「組」という現場で積み重ねられた歴史の上に、さらに多くの女性が参画することで、これまで以上に組の運営の視野が広がり、「教えに出会う場」が創出され、宗門全体が新たな視点から活性化されることが願われています。

宗門がいのちとして推進してきた同朋会運動が五十年を経た今、「男女共同参画に向けた組門徒会員選定」に取り組む背景には、真の同朋教団の姿に立ち返り、次の世代に教えをつないでいくためにも大きな一歩を踏み出したいという願いが込められています。

